

# 工事監査（随時監査） 結果報告

（平成29年1月31日公表）

地方自治法第199条第5項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項及び第10項の規定により公表します。

平成29年1月31日

高松市監査委員

吉田 正己（よしだ まさみ）

鍋嶋 明人（なべしま あきひと）

藤原 正雄（ふじはら まさお）

白石 義人（しらいし よしひと）



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

# 平成28年度 工事監査（随時監査）結果報告等について

## 1 監査対象工事の概要及び工事所管課

監査対象工事名		東植田コミュニティセンター 改築工事	東植田コミュニティセンター 改築に伴う機械設備工事
所管課等	予算	市民政策局 地域振興課	
	工事	都市整備局 建築課	
	契約	財政局 契約監理課	
施工業者	株式会社木村建設	新英工業株式会社	
業種	建築一式工事	管工事	
契約金額	183,600,000円	35,192,880円	
契約年月日	平成27年12月21日	平成28年1月12日	
工期	平成27年12月21日～平成29年3月14日	平成28年1月12日～平成29年3月14日	
施工監理	委託	委託	

## 2 監査実施期間

平成28年9月12日から平成29年1月25日まで

## 3 所属別監査結果

	監査対象工事名	所管課等	指摘	意見	合計
1	東植田コミュニティセンター改築工事	市民政策局 地域振興課	1		1
2		都市整備局 建築課		2	2
3		財政局 契約監理課			
4	東植田コミュニティセンター改築に伴う機械設備工事	市民政策局 地域振興課			
5		都市整備局 建築課		2	2
6		財政局 契約監理課			
		合計	1	4	5

**【指摘】**  
 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

**【意見】**  
 合理的な工事施工の観点から改善が望まれるとされたもの

## 4 監査の方法

平成28年度において施工中の建設工事のうち、監査対象工事2件を抽出して、これらの工事の計画、設計、積算、契約、施工、監理、試験検査等が法令等に基づき、適正に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、技術面からこれらの工事の「施工」が適切かつ効率的に行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、監査対象工事の所管課等からそれぞれ関係書類の提出を求めるとともに、関係職員等から説明を聴取するなどして実施した。また、平成28年10月13日に、工事現場において、施工状況の確認等を行うため、関係職員等の立会いを求め、実地監査を行った。

なお、当該監査における監査対象工事の設計、積算、施工などの専門技術的事項に係る工事技術調査については、公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、技術士の派遣を求め、書類調査及び現場調査を行った。

## 5 監査の結果

監査の結果、関係書類は、おおむね適正に整備されており、工事現場の施工状況についても、設計図書に基づき、おおむね適正に執行されているが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過した日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、工事の施工に当たっては、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

## 【平成28年度 工事監査（随時監査）結果一覧】

H29.1.31

結果 No.	区分 ※	工事名	項目	公表文 該当 ページ	所管課等
1	指摘	東植田コミュニティ センター改築工事	避難所等を想定した計画・設計とすることについて	P3 P4	市民政策局 地域振興課
2	意見		外壁のひび割れ防止対策について	P5	都市整備局 建築課
3	意見		特記仕様書における暑中コンクリートの記載について	P6	
4	意見	東植田コミュニティ センター改築に伴う 機械設備工事	特記仕様書の記載項目について	P7	都市整備局 建築課
5	意見		安全衛生協議会の記録書について	P8	

- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの
- ※ 意見 …… 合理的な工事施工の観点から改善が望まれるとされたもの



工事現場における実地調査風景（平成28年10月13日撮影）

## 工事監査（随時監査）結果

結果No.

No.1

監査実施年度 対象工事名	平成28年度 東植田コミュニティセンター改築工事
-----------------	-----------------------------

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成29年1月31日
所管課等	市民政策局 地域振興課	区分	指摘

指摘の項目	避難所等を想定した計画・設計とすることについて
指摘する理由	<p>本市の各コミュニティセンターは、本市の指定避難所に指定されているため、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、又は、災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることのできる機能が求められている。</p> <p>災害対策基本法、同法施行令及び高松市地域防災計画により、避難所等の基準が規定等されているが、本監査において、標記の改築工事における計画時の避難住民の収容人員が明確にされていなかったこと、また、設計の段階から避難所としての機能が十分に加味されていないことが明らかとなり、このことは、著しく適正を欠いていたものと言わざるを得ない。</p>

指摘	<p>コミュニティセンターの改築等においては、避難住民の収容人員等を想定し、関係局との連携の上、指定避難所としての機能を備え、その機能が十分に発揮できる計画・設計とされたい。</p>
----	---

**【付言】**

平成25年8月に内閣府（防災担当）より「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組方針」が示されている（平成28年4月改訂）ので、今後の改築工事において参考とされたい。

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/>

（抜粋）

第2 発災後における対応

2 避難所の設置と機能整備

（2）避難所の機能

① 避難所には、緊急物資の集積場所となる、情報発信の場所となる、情報を収集する場所となる、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となるという役割があるので、運営上、避難所避難者のためだけの施設としないようにすること。

② 福祉避難スペース（室）又は個室の設置にあたっては、一般の避難所環境と比べて劣悪な環境としないことに留意すること。また、被災者の状況をアセスメントした上で、スペースの利用、個室への入室等を調整し、優先順位が高い被災者から被災者自身の選択でスペースを利用したり個室へ入室したりできるようにすることが適切であること。

⑦ 災対法86条の6に基づき、被災者の避難所における生活環境の整備のため、優先順位を考慮して、必要に応じ、次の設備や備品を整備するとともに、被災者に対する男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保の他、子どもの遊びや学習のためのスペースの確保等、生活環境の改善対策を講じること。

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| ア 畳、マット、カーペット、簡易ベッド | イ 間仕切り用パーティション  |
| ウ 冷暖房機器             | エ 洗濯機・乾燥機、洗濯干し場 |
| オ 仮設風呂・シャワー         | カ テレビ・ラジオ       |
| キ 簡易台所、調理用品         | ク その他必要な設備・備品   |

根拠法令・通知等 ①	災害対策基本法 第49条の7 第1項
内容 ①	市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。
根拠法令・通知等 ②	災害対策基本法施行令 第20条の6 第1号
内容 ②	法第四十九条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 1 避難のための立退きを行つた居住者等又は被災者（次号及び次条において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
根拠法令・通知等 ③	高松市地域防災計画 一般対策編 第2章 災害予防計画 第1節 方針 第2 計画事項 第23節 避難体制整備計画 第2 指定避難所
内容 ③	（抜粋） 指定に当たっては、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であり、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとし、また、指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

## 工事監査（随時監査）結果

結果No.

No.2

監査実施年度  
対象工事名

平成28年度  
東植田コミュニティセンター改築工事

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成29年1月31日
所管課等	都市整備局 建築課	区分	意見
意見の項目	外壁のひび割れ防止対策について		

意見	外壁のひび割れ防止対策として、ひび割れ誘発目地の仕様が記されていないため、設計図に記載されたい。
----	--



## 工事監査（随時監査）結果

結果No.

No.3

監査実施年度  
対象工事名

平成28年度  
東植田コミュニティセンター改築工事

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成29年1月31日
所管課等	都市整備局 建築課	区分	意見
意見の項目	特記仕様書における暑中コンクリートの記載について		

意見	本市のような温暖な地域では、25℃以上で施工する機会が多いことから、特記仕様書に暑中コンクリートについての記載をされたい。
----	---

※暑中コンクリート…1日の平均気温が25℃を超える暑い時期に施工する際に使われるコンクリート。

## 工事監査（随時監査）結果

結果No.

No.4

監査実施年度  
対象工事名

平成28年度  
東植田コミュニティセンター改築に伴う  
機械設備工事

告示番号

高松市監査委員告示第4号

告示日

平成29年1月31日

所管課等

都市整備局 建築課

区分

意見

意見の項目

特記仕様書の記載項目について

意見

特記仕様書に工事内容対象外項目が記載されている。  
記載内容を精査し、不要な項目については削除されたい。



## 工事監査（随時監査）結果

結果No.

No.5

監査実施年度  
対象工事名

平成28年度  
東植田コミュニティセンター改築に伴う  
機械設備工事

告示番号

高松市監査委員告示第4号

告示日

平成29年1月31日

所管課等

都市整備局 建築課

区分

意見

意見の項目

安全衛生協議会の記録書について

意見

安全衛生協議会の記録書を作成しているものの、協議事項の記載が乏しい。  
記載内容を充実するよう指導されたい。